

駒ヶ根市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 駒ヶ根市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 6 年 6 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度 (10年間)

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度 (供用開始後35年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(一部適用)
処理区域内人口密度	28.5 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	8 処理区 竜西5地区(中割、南割、北割北、北割南、赤穂南部) 竜東3地区(竜東南部、竜東北部、竜東中部)		
処 理 場 数	終末処理場8施設 汚泥処理施設1施設		
マンホールポンプ場数	30箇所		
管 渠 延 長	166Km		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	・使用料は定額としている。(竜西5地区…2,600円×消費税・竜東3地区…2,800円×消費税)		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 2,860 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 3,060 円
	令和4年度 2,860 円		令和4年度 2,981 円
	令和5年度 2,860 円		令和5年度 3,005 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3人(上下水道課長・下水道係1名・業務係1名)
事業運営組織	駒ヶ根市 建設部上下水道課 課長 … 事業統括 " 下水道係 … 施設(処理場・管渠等)監督、施設更新計画・実施、宅内検査 業務係 … 会計経理、予算、決算、経営分析、工事負担金算定・徴収 指定管理 8地区農業集落排水管理組合 … 施設運営・維持管理、使用料徴収、債権管理

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理事務について事業開始時より委託している。
	イ 指定管理者制度	平成18年度より使用料徴収及び施設管理について指定管理者制度を活用した委託を行っている。
	ウ PPP・PFI	管理組合との過去からの経過により民間活用が難しいが、検討・研究をしていく。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	民間委託による一部汚泥処理について、肥料化を検討している。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現状、活用できる土地及び施設が無い。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙「経営比較分析表(令和4年度)」に記載のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)による人口減少予測では、△0.8%/年であり、当市でも近年、同値程度の減少幅となっている。

(2) 有収水量の予測

当事業は、使用料を定額制としているため有収水量は算出不可

(3) 使用料収入の見通し

宅地化が進み世帯が増えていることから現状は微増傾向。しかし、人口減少により、空き家が増えることが予測されるため、使用料収入も令和7年度以降、竜西5地区1世帯ずつ、竜東3地区6世帯ずつの計11世帯(約420千円)ずつ減少していくと見込まれる。また、将来的には一部処理地区の公共下水道への統合も検討しており、統合された地区の使用料収入が公共下水道へ移譲されるため、減少する見込み。

(4) 施設の見通し

昭和63年に供用開始した中割地区の処理場は供用開始から30年を過ぎ、各処理場の施設・設備の老朽化が進んでいるため、各管理組合と調整し、処理場の長寿命化工事を計画的に行っている。将来的には、公共下水道との事業統合による処理場の廃止についての検討を進めていく。

(5) 組織の見通し

現状、技術職員が1名少ない状態で業務を行っている。適正な人員配置の要請を人事担当に働きかけていく。また、技術職員が当市全体として少なくなっている中、後任者の増員・育成が課題となっている。

3. 経営の基本方針

- 1.投資効果を検証し、将来を見据えた適正な施設能力となるよう見直しや、長寿命化計画に基づいた施設の更新を実施する。
- 2.施設の更新(建設改良費)など、年度間の事業費が平準化するよう長期的視点で調整する。
- 3.公共下水道事業との一部統合による処理場の統廃合について検討を進める。

4. 経営計画

(1) 経営計画：別紙「駒ヶ根市農業集落排水事業 経営計画」のとおり

令和6年度～令和15年度までの10年間で策定

(2) 経営計画の策定に当たっての説明

① 資本的収支のうち投資についての説明

目	標
	処理場施設にかかる再整備・長寿命化について将来需要を的確に見積もり、公共下水道への接続による処理場の廃止も検討する中で過大な投資とならないように計画を見直し、投資額の平準化を図っていく。

・計画的な整備によって区域拡大に努めてきた結果、平成19年度に面整備が一旦完了しており、維持管理を中心に事業を行っている状況にある。下水道事業は供用開始から20年を超えたあたりから建設改良費が増大すると言われており、昭和63年度に供用を開始している当事業では、処理場などの大規模改修についても順次実施している状況にある。また、長寿命化のための対策工事も計画的に実施している。

・投資・財政計画上の建設改良費については、最適化整備構想を基に市内8処理場及び汚泥処理施設の更新工事等の計画を組んでいる。内容は主に処理場の防食工事を計画しており、費用は1施設あたり約55,000千円を見込んでいる。

・最適化の取り組みとして、施設のうち建設改良費が高額となる汚泥処理施設については休止しているため、投資計画の費用は最低限の費用を反映している。

これらの状況を踏まえ、特に処理場施設にかかる再整備・長寿命化について将来需要を的確に見積もり、公共下水道への接続による処理場の廃止も検討する中で過大な投資とならないように計画を見直し、投資額の平準化を図っている。

・企業債残高については、ピークを超え今後10年間で約20億円減少し、約14億円になる見込み。

② 経営計画のうち財源についての説明

目	標
	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標 人口減少により、収益的収入の使用料収入、資本的収入の工事負担金が減少すること見込まれる。前述のとおり、管理組合との過去からの経緯で使用料改定を進めることが困難であるが、企業会計化後、明らかとなった経営状況を十分に説明し、適正な使用料水準への改定を検討していく。

使用料収入について定額制を採用しており、人口減少傾向が続く中で世帯数の減少は小さいが、供用区域内の宅地化の停滞が見込まれるため、令和7年度以降については使用料収入を11口（約420千円）の減少傾向と見込んだ。

一般会計繰入金について、当市の財政事情が厳しい状況にあるため、繰出基準内に繰入金を抑えているが、電気料・燃料等の高騰により処理場経費の増加が懸念され、この傾向が改善する見込みが立たない状況であるが、現在の水準を超える一般会計からの繰入は望めないことから、料金改定などの取り組みが必要となっている。

③ ①以外の経費についての説明

・職員給与費について、近年事務職員1名、技術系職員1名の体制としており、これ以上の削減は困難な状況にある。

・民間活力の活用として料金徴収業務の指定管理者制度の活用による効率化に努めてきたほか、処理場委託料について、使用料収入に連動させており無理のない運営が可能となるよう計画している。

・電気料及び物価高騰により処理場委託料を高止まりのまま続くと見込んだ。

・支払利息について、近年利率見直しにより平均利率が低下しているが、これ以上の金利低下はないものとして推計を行うとともに新発債についても利率1.25%を見込み、過度の削減を前提としない計画としている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和19年度を目途に一部地区の処理場を廃止し、公共下水道への統合を検討している。また、国が進める広域化への方針や動向を注視し、現在進められている他地区の統合事例や先進事例について調査・研究していく。
投資の平準化に関する事項	令和4年度・令和5年度に委託業務により作成した維持管理適正化計画と既存の最適化整備構想を軸に効率的且つ効果的な投資に取り組んでいく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PFI方式などによる民間の資金やノウハウの活用について、先進事例などの調査・研究を行っていく。
その他の取組	公共下水道事業との統合による経費削減について、調査・研究を行っている。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料回収率が80%を下回っているため、使用料の見直しについての検討が必要となっている。過去からの経緯から、管理組合との調整が困難となっており、使用料改定への議論を進めることができない状況となっている。今後の経営状況について、管理組合に十分な説明を行いながら、あるべき使用料水準の見直しを検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	資金運用については、過去からの経緯から、管理組合との調整が困難であり、活用が難しい状況である。また、土地・施設についても活用できる場所が無い。
その他の取組	農業集落排水への接続を促進し、使用料収入の増加を図る。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	公共下水道との統合により、処理場の廃止した場合、指定管理者の再検討を要する。
職員給与費に関する事項	事務職員1名・技術職員1名と最低減の人員で運営を行っているためこれ以上の削減は厳しいため、現状維持していく。
動力費に関する事項	電気料が高騰しているが、当市で管理している汚泥処理施設については平成30年度より休止状態であるため、大きな影響は無い。今後、再開する予定も無いため、現状維持していく。
薬品費に関する事項	予算科目なし(委託料に含まれている)
修繕費に関する事項	公共下水道との統合による処理場の廃止を検討する中で、将来需要を的確に見積り、計画の見直し、投資額の平準化を図る。
委託費に関する事項	公共下水道との統合に向けた委託の業務の拡大、処理場を廃止した場合は、指定管理料などの削減が見込まれる。
その他の取組	企業債は、民間の金融機関を含めて低金利の借入先を選定し、支払利息を抑制している。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の次回改定は、令和11年6月を予定。 投資・財政計画(経営計画)については、毎年の決算、3ヵ年実施計画、予算編成時に直近の状況をもとに更新し、検証・分析を行う。 これらの検証・分析結果を踏まえ、見直し・修正を加えた経営戦略を作成する。
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

原価計算表

供用開始年月日 昭和 63 年 12 月 1 日
 処理区域内人口 10,855人
 計算期間 自 令和 3 年 4 月
 至 令和 6 年 3 月
 (3年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(X)	千円 155,196	千円 159,143	千円	千円 159,143
受託工事収益				0
その他	422,590	444,693		444,693
合計	577,786	603,836	0	603,836

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
管渠費	人件費				
	給料	千円	千円	千円	
	諸手当			0	
	福利費			0	
	修繕費	280	254	254	
	材料費			0	
	路面復旧費			0	
	委託料			0	
その他	66	63	63		
小計	346	317	0	317	
処理場費	人件費				
	給料			0	
	諸手当			0	
	福利費			0	
	動力費	358	361	53	308
	修繕費	14,246	13,790	1,322	12,468
	材料費				0
薬品費				0	
委託料	140,436	140,531		140,531	
その他	554	530	74	456	
小計	155,594	155,212	1,449	153,763	
総係費	人件費				
	給料	3,348	5,125		5,125
	諸手当	1,229	1,797		1,797
	福利費	918	1,418		1,418
	流域下水道管理運営費負担金				0
	委託料				0
その他	1,783	2,058		2,058	
小計	7,278	10,398	0	10,398	
資本費	支払利息	22,805	27,525	21,619	5,906
	減価償却費	309,208	315,901	248,119	67,782
	資産減耗費	0	37	29	8
	企業債取扱諸費				0
小計	332,013	343,463	269,767	73,696	
合計(Y)	495,231	509,390	271,216	238,174	

資産維持費(Z)
 使用料対象経費(Y)+(Z)

238,174

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 66.82

<使用料水準についての説明>

下水道使用料の原価計算は「66.82」と「100」を下回り、使用料収入で経常費用を賄えていないが、減価償却費(非現金支出)及び長期前受金戻入(国庫補助分等の減価償却費)を除いた場合は、「100」を大きく上回るため収益的収支上に大きな問題はない。
また、資産維持費については、新設時と更新時における増大費用を加算するものだが、当事業は道路事業関連による更新の場合(減少する場合)もあり得るため、計上していない。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。